附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則第三条第二項に規定する通報記録書の様式については、同規則別記様式の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式（第３条関係）

通　報　記　録　書
1　通報日時 年　月　日午　時　分
2　通報実施者
3　通報先
4　通報した内容

（用紙　日本工業規格Ａ４）

別記様式第２号（第３条関係）

通　報　記　録　書
1　通報日時 年　月　日午　時　分
2　通報実施者
3　通報先
4　通報した内容

（用紙　日本工業規格Ａ４）